

(別紙1)

委託業務仕様書

1 委託業務名

令和3年度多賀城市特定保健指導業務

2 委託期間

契約締結日から令和4年10月31日まで

3 業務場所

多賀城市役所、多賀城市文化センター（中央公民館）、多賀城市母子健康センター、山王地区公民館、大代地区公民館、多賀城市総合体育館、特定保健指導利用者宅及びその他本市が指定した場所

4 目的

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第19条の規定により策定した「第3期多賀城市国民健康保険特定健康診査等実施計画」に基づき実施する特定保健指導（以下「特定保健指導」という。）を実施し、市民の健康に対する意識の高揚及び保持増進を図ることを目的とする。

5 対象者

対象者は、下記のとおりとする。

- (1) 令和3年度集団特定健康診査及び個別特定健康診査の結果に基づき階層化した動機付け支援及び積極的支援の保健指導が必要な者
- ア 65歳から74歳の者は積極的支援対象者に該当する場合であっても、動機付け支援対象者とする。
- イ 「高血圧」、「糖尿病」、「脂質異常症」に関する服薬治療を受けている者は、特定保健指導の対象者外とする。
- ウ 2年連続して積極的支援に該当し、1年目に積極的支援を終了した者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当（初回面接と実績評価は必須だが、その間の必要に応じた支援は180ポイント未満でも可）の支援でも特定保健指導を実施したとみなす。

状態が改善している者とは、以下の表1のとおり前年度と比較して腹囲及び体重が一定程度減少していると認められる者とする。

【表1】

BMI<30	腹囲 1.0cm 以上かつ体重 1.0kg 以上減少している者
BMI≥30	腹囲 2.0cm 以上かつ体重 2.0kg 以上減少している者

(参考) BMI (体格指数) : 体重 (kg) ÷ (身長 (m) × 身長 (m))

- (2) 対象者の優先順位の付け方について、基本的な考え方は次の順のとおりとする。
- ア 年齢が比較的若い者（40～50歳代の特に男性）
 - イ 特定健康診査結果が前年度と比較し悪化している者
 - ウ 生活習慣改善の必要性が高い者
 - エ 前年度、動機付け支援及び積極的支援の対象者であったが保健指導を受けなかった者

6 業務内容

特定保健指導対象者に、個別支援またはグループ支援による特定保健指導を実施する。

(1) 企画支援

特定保健指導全般の企画や年間スケジュール等について、本市にとって有効な提案などを行う。

(2) 普及・啓発支援（参加者募集・申込受付・参加案内）

- ア 特定保健指導実施率向上（令和3年度目標実施率50%）及び生活習慣病予防のための普及・啓発活動支援
- イ 特定保健指導啓発用チラシの作成・印刷・送付
- ウ 対象者への利用勧奨及び不通者についての本市への報告
- エ 対象者からの申込み受付及び日程調整
- オ 参加決定者への通知
- カ 日程等については、利用者の選択肢を増やすため、土・日曜や夜間なども考慮すること。

(3) 特定保健指導の実施

ア 初回面接の分割実施

(ア) 初回面接1回目

当市が指定する特定健康診査（集団健診）会場において、特定健康診査受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる者に対して、既往歴や前年度の結果等も含めた把握できる情報をもとに、専門職が初回面接を行い、行動計画を暫定的に作成する。

(イ) 初回面接2回目

全ての検査結果が揃った後に、専門職が本人に電話等を利用し相談しつつ、行動計画を完成する。

初回面接を分割実施する場合、初回面接2回目は、1回目の実施後遅くとも3か月以内に実施すること。

(ウ) 初回面接を分割実施した場合の実績評価

積極的支援及び動機付け支援の実績評価は、行動計画の策定が完了する初回面接2回目から起算して3か月経過後とする。（積極的支援の場合は、3か月以上の継続的な支援終了後に実績評価を行う）

イ ア以外の動機づけ支援の実施

(ア) 集団特定健康診査による特定保健指導利用者に対し、初回面接（個別支援またはグループ支援）を行い、希望者に対し、概ね3か月後にグループ支援、5か月後に実績評価を行う。

(イ) 個別特定健康診査による特定保健指導利用者に対し、初回面接（個別支援または

グループ支援)を行い、希望者に対し、概ね2か月後にグループ支援、3か月経過後に実績評価を行う。

ウ ア以外の積極的支援の実施

(ア) 初回面接(個別支援またはグループ支援)を行い、その後3か月以上の継続的な支援を行う。集団特定健康診査による特定保健指導利用者に対し、初回面接より概ね3か月後に中間評価(個別支援またはグループ支援)、5か月後に実績評価を行う。個別特定健康診査による特定保健指導利用者に対し、概ね2か月後に中間評価(個別支援またはグループ支援)、3か月経過後に実績評価を行う。

(イ) 3か月以上の継続的な支援とは、支援Aのみで180ポイント以上、又は支援(最低160ポイント以上)と支援Bの合計で180ポイント以上の支援を実施するものとする。

エ 指導教材の提供

配付資料、指導ツールについては、継続参加率及び改善率向上の工夫を行い事前に本市と十分調整すること。

また、対象者・利用者に提供するチラシ、案内はがきについては、本市の事前承認を得ること。保健指導時使用する配布資料やファイルについては、本市と事前協議の上、現物の見本一部を提出すること。

オ 特定保健指導に係る対象者の電話相談窓口を設置すること。

カ 毎回の支援において、支援内容(案)を作成し事前に本市と協議し、終了後は参加者や下記の報告内容等を本市に1週間以内に提出すること。

<報告内容>

- ①実施日、場所、時間
- ②参加者数及び参加者名
- ③欠席者数及び欠席者名、欠席者に対する対応
- ④従事者名
- ⑤事業内容(時間及びテーマ、内容)
- ⑥所感、連絡事項、課題、対策
- ⑦その他必要と思われること

キ 本事業について、「標準的な健診・保健指導プログラム(平成30年度版)」、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第3.1版)」、本仕様書及び実施要領に準ずる事業を行うことを基本とするが、より効果的な事業の提案を行うこと。

(4) 途中終了(脱落・資格喪失等)の防止と取扱

ア 利用者が被保険者資格を喪失した場合は、本市に速やかに報告すること。

イ 利用者が参加かつ継続しやすいプログラムを工夫する。継続支援が滞っている者に対しては、相手の状況に応じた柔軟な対応をする。より効果的な電話支援のため、利用者の生活状況を十分把握し実施する。確認回数は最低3回以上とする。脱落する可能性のある利用者に対しては、適切な助言を行い、柔軟な対応で支援を行うとともに、本市にその旨を報告する。

ウ 最終利用日から未利用のまま2か月を経過した時点で、本市及び利用者へ脱落者と

して認定する旨を通知する。本市が通知を受け取った場合は、必要に応じ、本市から利用者へ電話勧奨など脱落の防止に向けた努力を行う。脱落認定の通知後2週間以内に再開依頼がない限り、自動的に脱落・終了とし、その旨を本市に速やかに報告し情報の共有を図る。

ウ 行動計画の実績評価において、電話・FAX・手紙・電子メール等による3回以上の督促にも関わらず評価が実施できなかった場合は、その督促した内容など経緯を記録し提出することで完了したものとして終了とする。

(5) 継続参加率及び改善率向上の支援

ア データや指導内容の経過が確認できる記録表を作成し、対象者とともに行動目標、行動計画の見直し等必要な支援を行うこと。

イ 中間評価の時期に利用者全員の評価を行い、その評価データと支援結果を本市に速やかに報告し、必要なケースに関して本市と打ち合わせを行うこと。

ウ その他効果的と思われる工夫を行うこと。

(6) 事業報告書の作成・提出

ア 集団特定健康診査による利用者分、個別特定健康診査による利用者分及び全体集計等について作成し提出すること。

イ 「初回面接」、「中間評価」（動機づけ支援者へのグループ支援も含む）の結果を本市に書面及び電子媒体等で報告すること。

ウ 特定保健指導支援計画及び実施報告書は、対象者個人別に厚生労働省の定める電子的標準様式に基づくXML形式にて作成し、格納したファイルを収録した電子媒体等として本市に提供すること。

エ 集団特定健康診査及び個別特定健康診査による特定保健指導利用者全員に、事業内容等に関するアンケートを実施し、紙媒体及び電子媒体等で報告すること。

オ 実績評価終了後、すみやかに、事業全体の状況をまとめ、紙媒体及び電子媒体等で報告すること。

カ 参加率の向上を目指すため、課題の解決に向けて本市と協議を行うこと。

キ 継続参加率、改善率等の分析を行い今後の支援に役立つ評価を実施し、より効果的な手法について提案すること。

(7) 実施にあたっての留意事項

ア 業務開始前及び当市が必要と認める時期に打合せを行うこと。

イ 個別支援及びグループ支援終了後、必要時カンファレンスを行い、利用者支援に必要な情報を共有すること。

ウ 事業の運営に関し本市が必要と認めたときは、立ち会い指導することができる。

エ 実績評価指標における体重減少率は3%を目標とすること。

- オ 改善率は80%以上を目標とすること。
- カ 事故等の責任及び損害賠償等は受託者に帰属する。また、事業の実施にあたっては、安全管理に十分に注意を払うこと。万一、事故等が発生した場合には、適切な処置を講じるとともに速やかに本市へ報告するものとする。
- キ 支援終了後も利用者が自己の健康管理を継続できるような支援を行うこと。
- ク 協議事項が発生した場合は速やかに本市と協議すること。

7 業務委託料の支払い

集団特定健康診査による利用者分及び個別特定健康診査による利用者分について、それぞれ以下のとおり支払う。

(1) 動機付け支援

初回面接による支援終了後、一人当たりの委託料単価の8割を支払い、残る2割は実績評価終了後に支払う。

(2) 積極的支援

初回面接による支援終了後、一人当たりの委託料単価の4割を支払い、残る6割（内訳としては3か月以上の継続的な支援が5割、実績評価が1割）は実績評価終了後に支払う。

また、3か月以上の継続的な支援実施中に脱落等により終了した場合は、一人当たり委託料単価の5割に実施済みポイント数の割合を乗じた金額を支払う。

(3) 費用及び委託料に変更が生じる場合

費用及び委託料に変更が生じる場合は、国からの通知及び事務連絡等に準ずるものとし、別途協議する。

(4) 初回面接を1回目と2回目に分割して実施する際、やむを得ず2回目を実施できなかった場合で、実施機関が対象者に1回目実施前に2回目を受けるよう説明しており、かつ以下のいずれかに該当する場合には、実施機関は「初回未完了」として、全額費用請求ができることとする。（実施機関の責により実施できなかった場合は、費用請求はできない。）

ア 初回分割面接2回目（以下2回目という。）を実施する前に対象者が資格喪失した場合。

イ 2回目を実施するために、電話や文書送付等の方法を用いて、対象者に複数回連絡を取ろうと試みたが、連絡がとれなかった場合。なお、実施した連絡等の事蹟は初回面接情報に記載すること。

ウ 初回分割面接1回目を実施後、電話等により対象者と連絡がとれたものの、対象者が2回目の実施を拒否した場合。なお、この場合であっても当該電話等において、行動計画を完成させる（2回目を終了させる）よう試みること。また、その事蹟は初回面接情報に記載すること。

(5) 年度をまたがる特定保健指導の費用の額は、特定健康診査を行った年度の契約額とする。

8 施設・人員等について

- (1) 国で定める「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第3版）」の委託基準を満たしていること。
- (2) 多賀城市内における公共施設等にて事業を実施すること。
- (3) 支援プログラムの実施は、特定保健指導に関し十分な専門知識と技量を持つ保健師、管理栄養士、健康運動指導士などの専門職を配置すること。
- (4) 業務を総括する専任のスタッフ（保健師・経験年数概ね5年以上で指導経験がある管理栄養士）を原則2名以上配置し、本市と連携を図ることができる工夫を行うこと。

9 その他留意点

- (1) 特別の費用等の取扱いについては、次のアからエまでに掲げるとおりとする。
 - ア 同データ取り出しのソフトウェアの購入費は本契約に含まれない。
 - イ 事業に係る郵送料は受託者の負担とすること。
 - ウ 参加者が提出する目標記録紙、食生活記録紙、提出用封筒の内容及び、その他の指導用教材は受託者の負担において、自製または購入により提供するものとし本市に見本各1部を提出すること。
 - エ その他、教材費、通信費、事務用品費、備品費等事業に要する費用についてはすべて受託者の負担とすること。
- (2) 個人情報を取り扱う場合は個人情報保護のため、別添に掲げる個人情報取り扱い特記事項を遵守すること。
- (3) 本仕様書に規定のない事柄について疑義を生じた際には、速やかに協議すること。
- (4) 多賀城市では環境マネジメントシステムを運用し地球環境保全に取り組んでいることから、委託の範囲内において環境に配慮した事項を可能な限り実行すること。
- (5) 暴力団等排除にかかる事項として、当該契約の履行に当たり暴力団等による不当要求又は妨害（以下「不当妨害」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。

警察への通報等を行った場合には、速やかに所掌する課等の長（以下「課長等」という。）にその内容を書面により報告すること。また、暴力団員等による不当介入を受けたことにより日程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、課長等と協議を行うこと。